

令和2年度 「皆様から寄せられたご提案などの回答」		3_保険・年金・税・証明
No.	件名・内容	回答
1	<p>保険年金課発行の冊子「あなたの年金」について</p> <p>【内容】 上尾市ホームページからPDFで印刷できるようにしていただきたい。 (受付No.) 2-2369 (受付日) 令和2年12月9日</p>	<p>「あなたの年金」の冊子は既製のパンフレットを購入しており、販売元から市ホームページへの掲載については協力を得ることができず、掲載することができませんが、日本年金機構のホームページ上で各種パンフレットが閲覧ができますので、市のホームページからご案内できるように改善しました。 また、代わりに簡易版の配布用パンフレットをご用意しておりますのでご利用ください。</p> <p>(担当) 保険年金課 (直通電話) 775-5137</p>
2	<p>新型コロナウイルス感染症等に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置について</p> <p>【内容】 設立したばかりの事業者も対象にしていただきたい。 (受付No.) 2-2382 (受付日) 令和2年12月16日</p>	<p>新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における「中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置」の申告にあたりましては、令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月と前年同期の事業収入を指定の申告書に記載していただくことを必須要件としております。これは、事業収入の減少が実際に新型コロナウイルス感染症の影響によるものであったかどうかを比較判断するものでございます。 軽減措置の適用につきましては、国の経済対策に基づく地方税法上の特例措置であるため、市町村の裁量で変更することはできません。いただいたご提案につきましては貴重なご意見として承りたいと存じます。</p> <p>(担当) 資産税課 (直通電話) 775-6649</p>
3	<p>住民税の口座振替について</p> <p>【内容】 住民税の口座振替を毎月の引き落としも選べるようになれば、納付もしやすくなり助かります。 (受付No.) 2-2467 (受付日) 令和3年2月17日</p>	<p>市県民税の納期につきましては、上尾市税条例で定めており、複数回に分割して納付いただけるよう納期を設定しております。また、他の税目の納期と重ならないよう設定しておりますので、ご理解をお願いいたします。 なお、各納期限までに納付が難しいということがございましたら、相談に応じさせていただきますので、担当課にお問い合わせください。</p> <p>(担当) 納税課 (直通電話) 775-5194</p>
4	<p>確定申告の会場変更について</p> <p>【内容】 会場が市民体育館では、行くことが困難。歩いて行ける程度の所でやってもらえませんか。 (受付No.) 2-2473 (受付日) 令和3年2月22日</p>	<p>今年度から新型コロナウイルス感染症対策のため、待合場所における人と人の距離が確保できない場所における市民税・県申告会場設置を見送っております。ご理解、協力をお願いいたします。</p> <p>(担当) 市民税課 (直通電話) 775-5131</p>